

岩手県告示第330号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和元年岩手県告示第507号）で公示した公共測量を終了した旨東北農政局和賀中央農業水利事業所長から次のとおり通知があった。

令和2年5月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 北上市
- 2 実施した期間 令和元年10月21日から令和2年2月28日まで
- 3 実施した公共測量の種類 3級基準点測量